

平成 29 年度土岐市下水道事業特別会計決算の認定について

**質疑** 地方公営企業法適用移行業務委託について、主な内容は。

**答弁** 固定資産台帳作成業務と地方公営企業法適用化に向けたアドバイザー業務である。

平成 29 年度土岐市農業集落排水事業特別会計決算の認定について

**質疑** 水洗化率を向上させるため、どのような取り組みをしているのか。

**答弁** 水洗化普及員が、3 年に 1 度個別訪問を実施しており、引き続き水洗化向上に努めていく。

平成 30 年度土岐市一般会計補正予算（第 3 号）

**質疑** （仮称）大河ドラマ「麒麟がくる」岐阜県推進協議会負担金について、金額は各市町一律か。

**答弁** 総額 1,000 万円で、県が 500 万円、8 市町で 500 万円であり、内訳として、岐阜市、可児市が 70 万円、ほかの 6 市町が各 60 万円となっている。

**質疑** 現在、何か実施しているのか。

**答弁** 協議会が設立されてからになる。

## 土岐市美濃焼のまち条例を制定しました！

このたび、土岐市と美濃焼の発展を願い、議員提出の条例として土岐市美濃焼のまち条例を制定しました。ぜひご一読ください！

土岐市は、1300 年以上の伝統と歴史を持つ美濃焼の産地として、全国でも有数の焼き物のまちとして発展し、陶磁器生産量日本一のまちとして広く知られています。土岐市が美濃焼のまちであることに誇りを持ち、美濃焼の積極的な使用及び普及に努めることにより、地域経済の発展及び地域社会の活性化を図るため、この条例を制定します。

（目的）

第 1 条 この条例は、美濃焼の使用及び普及の促進に努めることにより、地域経済の発展及び地域社会の活性化に寄与することを目的とする。

（市の役割）

第 2 条 市は、美濃焼の振興施策を推進し、美濃焼の使用及び普及の促進に必要な措置を講じるよう努めるものとする。

（議会の役割）

第 3 条 議会は、市民の代表として、美濃焼の使用及び普及の促進に関する取組に努めるものとする。

（事業者の役割）

第 4 条 美濃焼に関わる事業者は、その普及の促進に積極的に取り組み、市及び他の事業者と相互に協力するよう努めるものとする。

（市民の協力）

第 5 条 市民は、美濃焼に対する関心を深め、その使用に配慮するとともに、市及び事業者が行う普及の促進に関する取組に協力するよう努めるものとする。